

特記仕様書

1・土木工事共通仕様書 1-1-36 交通安全管理 10 項における道路法 47 条の 2 に基づく通行許可の確認において、請負人は下記の資料を監督職員に提出し確認を得なければならない。

- ① 施工計画書に一般制限値を超える車両を記載
- ② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）尚、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の承諾を得て省略できるものとする。
- ③ 通行許可証の写し
- ④ 車両運行記録計（タコグラフ）の写し*夜間走行条件の場合のみ
なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成 10 年 3 月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は監督職員と協議しなければならない。

写真管理基準

| 区 分 | 工 種 | 写真管理項目 | | | 摘 要 |
|------|----------------|---------|-----------------------|-----------|------------------------------------|
| | | 撮影項目 | 撮影頻度（時期） | 提出頻度 | |
| 安全管理 | 車 両 運 搬 状 況 | 出発地荷姿 | 車両制限令の制限値を超える車両全数（往復） | 全数 | 写真は ① 荷姿全景 ② ナンバープレート を撮影 |
| | | （走行途中） | （ " ） | （ " ） | |
| | | 現場到着地荷姿 | " | " | |